

○山井委員 三十分間、質問をさせていただきたいと思います。

本題の統計偽装、アベノミクス偽装の質問の前に、ちょっともう一つ、関連して、今、地方創生委員会ですか、地方分権一括法の中で児童福祉法の改正、学童保育の規制緩和というのが審議されておりまして、これは地方創生委員会で審議されていますけれども、児童福祉法の改正ですから、非常に私の地元でも、ただでさえ職員、児童相談員の方の数が少なく、もっとふやして、余裕を持って子供たちに対応したいと。

いろいろ、発達障害、アレルギー、御病気になるいは家庭的な理由で、非常に寄り添って濃厚にお世話をせねばならない子供たちがふえる中で、もっと児童指導員、職員の数をふやして、そのためには待遇を改善して質も向上させるべきという流れの中で、今回の児童福祉法の規制緩和、つまり職員が一人でもオーケーであるという、自治体の判断によっては一人体制の学童保育も可能にするというのは逆行ではないかという強い批判が保護者の方々の団体や現場からも出ております。それについて、冒頭、少しだけ質問させていただいて、本題の統計偽装の質問に入りたいと思います。

今申し上げました、一人体制でも学童保育が可能になるという規制緩和というのは、質の向上というものに対して逆行しているので問題ではないかと思いますが、大臣、いかがですか。

○根本国務大臣 放課後児童支援員の人員配置、資格に関する従うべき基準を参酌化する内容を含む第九次地方分権一括法案、これについては、三月八日、閣議決定、国会に提出したところであります。

今回の措置は、従うべき基準により、人材確保が困難といった地方からの要望、例えば、具体的には、現行の基準では児童四十人当たり放課後児童支援員を二人配置することとされているが、児童数が少ない放課後児童クラブや、時間帯、夕方、土日等があるため、その場合には放課後児童支援員の一人配置を可能としてほしい、こういう自治体からの要望があって、全国一律ではなく、自治体の責任と判断により、質の確保を図った上で、地域の実情に応じて運営を行うことを可能とするものであります。

また、基準については、市町村が、地方議会の議を経て、条例により制定するものであります。厚生労働省としては、従うべき基準が参酌化された場合であっても、自治体においてこの基準を十分参酌した上で、自治体の責任と判断により、地域の実情に応じた適切な対応が図られるものと考えております。

○山井委員 きょうの配付資料の十七ページにもありますように、一部の地方自治体はそれを要望しているかもしれませんが、例えばこの新聞記事の中で、池本日本総合研究所主任研究員は、日本の政策は親への就労の対応が先で、子供の権利を守る視点が弱いとか、あるいは学童保育学会代表理事の垣内先生は、人材確保が難しいのは待遇の低さも原因だとか、そしてこの見出しにありますように、一人体制、現場の声はあり得ない、「低待遇 人材集まらず」「職員配置 基準を緩和」「学童保育 問われる安全」「安全確保 地方の責任重く」とかです。そして、保護者や学童保育の関係団体は、安全、安心できる毎日の生活の場を子供たちに保障できないなどと基準緩和に強く反対してきた。かつ、市町村間での格差が広がり、子供の育ちにも影響する可能性があるとして全国学童保育連絡協議会の佐藤愛子事務局次長もおっしゃっているわけですね。

私も、民主党政権で、長妻大臣のもと政務官をさせていただいて、保育の規制緩和などを総務省、内閣府とやり合ったことがあります。私は徹底的に闘ってそのときは阻止しました、それについては、やはり、最低基準というものはしっかり国が担保しないとだめなんです。

そういう意味では、学童保育の重要性がますます強まる中で、逆に、質を高め、安全性をより確保するためには、職員をふやし、児童指導員をふやし、職員の待遇の改善が必要であると考えますが、大臣の見解はいかがでしょう。

○根本国務大臣 放課後児童支援員の待遇を改善することは、人材確保を図るとともに、放課後児童クラブの適切な運営を図る観点から大変重要だと考えております。厚生労働省では、平成二十九年度から、放課後児童支援員キャリアアップ改善事業を実施しております。

この処遇改善は、始まって日が浅く、一部の市町村での実施にとどまっており、低い実施率と認識しています。多くの自治体でこの事業を活用していただければ放課後児童支援員の処遇改善を行っていただくよう、全国主管課

長会議を始め、文部科学省との連携のもとで開催している全国五ブロックにおける説明会などのあらゆる機会を通じて、この放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の推進を働きかけていきたいと思えます。

○山井委員 別に、それを最優先で進めていけばいいわけであって、規制緩和する必要は何にもないわけです。ぜひとも全自治体が処遇改善できるように早急に取り組んでいただきたいですし、同時に、これは本当に、格差は確実に広がりますよ。財政が厳しいから子供の安全、学童保育の質が後回しになっていいはずはありませんし、一番重要なのは子供の視点なわけです。子供にとっては、規制緩和というのはマイナスになるんです。

ついては、こういう規制緩和をしても、国として学童保育の質にどうやって関与していくのか、第三者評価等を含めて、どうやって国がこれからも学童保育の質を責任を持って改善させていくのか、そのことの方向性をお答えください。

○根本国務大臣 厚生労働省としては、放課後児童クラブの質が確保されるように、放課後児童支援員に対する研修により、支援員の質の向上を図ること、放課後児童支援員の、今申し上げましたが、処遇改善の推進、放課後児童クラブの活動内容について、質の向上の観点からの評価の推進、放課後児童クラブの好事例の普及、展開、あるいは、放課後児童クラブを巡回し、育成支援の質の向上を図るアドバイザーの市町村への配置などを行って、放課後児童クラブの質の確保に努めていきたいと思えます。

○山井委員 本来、これは児童福祉法改正なので、この厚労委員会できっちり審議すべきことなのに、何でこんなことになっているのか。本当にこれは、安かろう悪かろうみたいなことで、投票権も発言の機会もない子供の利益というか子供の思いが無視されているように思えてなりませんので、これも引き続きしっかりここで議論していきたいと思えます。

本題の統計偽装に移りますが、十三ページの記事にもありますように、見るも無残ですね、この統計。つまり、官邸が口出しして昨年一月から統計指標を変えたために、この十三ページのグラフで見てもらうように、昨年は上振れして、ことしは下振れして、もうエコノミストの方々も、去年とことしの賃金統計は当てにならない、そう言われてしまっていますよ。本当にこれは恥ずかしい限りであります。

ついては、ことしの一月の実質賃金はマイナス何%でしたか。

○富岡委員長 ジャ、一時、ちょっととめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 起こしてください。

根本厚生労働大臣。

○根本国務大臣 一月の毎勤統計の実質賃金はマイナス〇・七であります。

○山井委員 これは、去年の十二月が非常に高く、一月になるとマイナス〇・七ということですが、この〇・七はサンプル入れかえの影響もあると思うんですが、そうしたら、根本大臣、〇・七というと大幅なマイナスですけども、この〇・七%を、額面どおり大幅に実質賃金が下がったと私たちも受け取っていいということですね。

○富岡委員長 できませんか。

ジャ、とめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 起こしてください。

○根本国務大臣 一月の実質賃金はマイナス〇・七、それが毎勤統計の実態、事実であります。そして、その要因分析は、サンプル入れかえによる影響などもあったと思っております。

○山井委員 そうしたら、問題は、私たちはサンプル入れかえの影響を除いた本当の実態を知りたいんですよ。サンプル入れかえで大きな下振れをしているんでしょう。下振れを除いた本当の実質賃金は、一月は大体、〇・七じゃなくて、どれぐらいだったんですか。教えてください。

○根本国務大臣 サンプル入れかえによる要因は寄与度という形では一定の前提で出せますが、その〇・七が幾らであるかということについては出しておりませんし、サンプル入れかえによる寄与度という形では一月だけは出せますけれども、それは、実際の伸び率から単純に引くようなものではない性格のものであります。

○山井委員 つまり、でも、これは下振れはしているんですよ。下振れはしているけれども、幾ら下振れしてい

るかわからないから、実際には実質賃金がマイナス何%かは誰にもわからない。これは本当に恥ずかしいことだと思います。

ついでに、私の配付資料の冒頭のページを見ていただきたいんですけども、昨年、ここを見てください。二〇一四年の〇・五%プラス、二〇一五年の〇・一%プラス、二〇一六年の〇・六%プラス、二〇一七年の〇・四%プラス、しかし、二〇一八年の一・四%プラス、これは間違っていますよね、この一・四%プラスという数字。かつ、実質賃金の方も、おとしがマイナス〇・二%でしたけれども、ことし、プラス〇・二%。きょうの配付資料にもありますが、これについては注釈が書いてありまして、配付資料の五ページの米印三、この名目賃金プラス一・四は正確ではない、実質賃金プラス〇・二も正確じゃない、ここにありますように、上振れの段差が入っていると書いてありますね。

私たちは正確な賃金伸び率が知りたいんです。上振れの段差があるということは、上振れ分を引いて、実態は、一・四名目プラス、実質〇・二じゃなくて、上振れの段差を除いた本当の実態は幾らなんですか、大臣。

○根本国務大臣 部分入れかえ方式によって、今までは三年あるいは二、三年に一遍、全部入れかえていたわけですが、この精度を向上するために、統計委員会等の審議も経て、ローテーションサンプリング、要は部分入れかえ方式をやりました。これは精度の向上のためであります。そして、部分入れかえ方式をやった上でも段差は生じる可能性があって、統計はそういうものをはらんでいますから、部分入れかえ方式であっても、それで段差が生じた。それら段差が生じたということはこの統計の説明の中で説明している。

しかし、その段差がどの程度で、ここからどの程度引けば委員がおっしゃるような数値になるのかということは、そこは、段差の寄与度分析をした上でも、それを単純に引けばいいということではありませんから、部分入れかえ方式によっても段差が生じているということを説明した上で、この数字、データを利用者の皆様には見てくださいねと、統計メーカーとしてそういう注を書いている、こういうことでもあります。

○山井委員 まあ、恥ずかしい話ですね。去年の名目賃金一・四、実質賃金〇・二プラス、段差があるから上振れしています、上振れだから不正確です、正しい数字はわかりません、どれだけ差し引けばいいかわかりません、ユーザーが判断してください、何ですか、それ。そんな無責任な話がありますか。判断しようがないじゃないか。これは本当にめちゃくちゃな話ですね。

じゃ、せめて教えてください。去年の……（発言する者あり）今、自民党から、統計ってそんなものだって。先進国で、実質賃金が出ていない国なんかありませんよ。恥を知れと言いたい、恥を知れと。官邸が口を挟んで調査方法を変えたせいで、去年の賃金伸び率が何%か、厚生労働大臣がわかりません、答えられません。じゃ、どうやって経済政策、消費税増税の議論、景気対策ができるんですか。

じゃ、少なくともお答えください。去年の実質賃金プラス〇・二と言っているけれども、段差があって上振れしています。ということは、段差を差し引けば、去年の実質賃金はプラスだったんですか、マイナスだったんですか。せめてそれをお答えください、大臣の認識を。

○根本国務大臣 統計上の段差、いろいろな統計も、統計の標本の入れかえ方式を採用していますよ。うちの統計だけではない。そして、それによって段差が生じるということは、それぞれの統計で標本を入れかえるわけだから、そこは段差が生じる。これは、統計学者や専門家もそういう判断をされている。

そして、今回の数字について段差がどれだけ生じたか。だから、この段差、寄与度は出していますけれども、これを単純に引いて、こういう数字になりますということは出しておりませんし、私は、そういうことは出すことはできませんよ、それは。段差というのは生じるんだから。いや、統計的にはそういう性格のものだと私は思いますよ。

○山井委員 統計委員会でも、去年一月の段階で〇・五%上振れしているというのは参考で出しているわけですよ。根本大臣、自分で答弁をしておかしいと思いませんか。精度を向上させるために調査方法を改善したといいながら、結果的に精度が落ちて、去年の実質賃金がプラスかマイナスかもわからないんですか。

これは、与党、野党は関係ないですよ。景気対策、消費税増税、経済対策を議論するときに、厚生労働大臣、総理大臣が去年の実質賃金がプラスかマイナスもわからない、こんな先進国はありますか。

お答えください。あなたは国民に説明する責任がありますよ、去年の実質賃金がプラスかマイナスかぐらいは。

どっちなんですか。

○根本国務大臣 少なくとも、毎勤統計での平成三十年の現金給与総額の伸び率は、名目賃金は一・四%、実質賃金は〇・二%と公表しています。

そして、段差というのは、一月については新サンプルと旧サンプルがあるから、一月分については段差で寄与度がどのくらいあったか、これは計算できますけれども、二月以降はそういう段差は計算できません。なぜなら、一月分しか新サンプルと旧サンプルはとっていませんから。

だから、その意味で、統計というのはそういう、委員がおっしゃるように、我々が出しているのは、毎勤統計で出しているのが我々の出している数字、公表している数字であって、ある前提で委員はそうおっしゃるけれども、段差をそのまま引いて出すということは、私は、統計の考え方からして、他の統計もそこは同じだと思います。

○山井委員 恥を知りなさい、恥を。去年の実質賃金がプラスかマイナスかも答えられなくて、言いわけをするのはやめなさい。プラスかマイナスか答えられないのに、何を言っているんですか。

つまり、官邸からの口出しで、経済財政諮問会議、二〇一七年の十月十六日の麻生財務大臣の口きき、そしてまた安倍総理の秘書官の、結局、問題意識を伝えられたことによって遡及改定しない。そうやって、官邸からの指示、経済財政諮問会議からのアドバイスによって遡及改定しないことによって精度は下がったんじゃないんですか。これで精度が上がったんですか。今の話を聞いたら、実質賃金がプラスかマイナスかもわからない。プラスかマイナスもわからないんだったら、精度は下がっているじゃないですか。精度は上がったんですか。

○根本国務大臣 三十年の伸び率は、名目賃金一・四%、実質賃金は〇・二%伸びております。これは公表しております。

それから、委員がおっしゃった、もともと、二、三年に一遍、全部入れかえていたわけですよ。そして、どんと段差があって下がり、三年間全部遡及適用して、例えばマイナス〇・四ポイントずつだあっと下がり……（発言する者あり）

○富岡委員長 静粛に。聞いてください。

○根本国務大臣 それが果たしていいかどうかということで、精度の向上のために、これは部分入れかえ方式の方がより精度は高まると統計委員会始め統計の専門家で判断して今回のローテーションサンプリングを導入したものであって、官邸から言われたとか、少なくとも統計は極めて専門的でありますから、誰かが言ったからといってローテーションサンプリングを導入するようなことは全くありません。

○山井委員 結局、日銀関係者もエコノミストも、私じゃないですよ、日銀関係者やエコノミストも、去年とことしの賃金統計は信用できない、当てにならないと言っているんです。申しわけありません、もう信用されていないんです。非常に恥ずかしいですよ、これは。

それで、申し上げますが、そのことについては統計委員会、総務省も問題意識を持って、きょうの配付資料で、おとつ、総務委員会でその議論がありました。

その中で、私は赤線を書きましたが、きょうの配付資料の八、九、十、十一をちょっと読んでください。詳しくは言いませんが、共通事業所系列を、事業所がかわってしまったから、大企業がふえて賃金が高いところが多いから上振れで段差しているから不正確だとおっしゃっているのは統計委員会であり、西村委員長であります。私ではありません。だからこそ共通事業所系列を重視すべきということは、繰り返し言います、私じゃなくて、統計委員会で、厚生労働省も合意している話です。上振れしているというのを認めているんです。

その中で、八ページ、九ページで、この赤線を読んでいただいたらいいですけども、結局、なぜ共通事業所系列を扱うというふうにしたのかということに関して、西村参考人は、人々の賃金の変化というものの実態を見るときに、同一事業所の変化を見るときに非常に重要な情報です、共通事業所というもののその重要性というものを強調して、それを入れるような形にしたということがもとの発端であるということで、名目賃金に関しては共通事業所の伸び率をちゃんと公表して、それによると、こういうふうに非常に共通事業所系列の方が低いわけがあります。

それについて逢坂委員は、景気判断指標として非常に重要である、景気が上向いているか下向いているかとか、

そういったことを判断する上でも、共通事業所というものは非常に大事なんだ、共通事業所を使っているんだ、この考えでいいですかと言ったら、西村統計委員会委員長は、基本的な考え方はそうですということをおっしゃっています。

それで、かつ、逢坂委員は、共通事業所について、これ、名目も実質も賃金指数というもので出すべきではないかと。西村参考人は、その利用者の用途に応じていろいろな賃金の系列があるということは、私は望ましい、共通事業所系列も実質について出した方が望ましいということをおっしゃっています。データというのはたくさんあった方が総合的に判断することができる。にもかかわらず、実質賃金検討会は、実質賃金の共通事業所系列を出していません。

かつ、西村参考人は、九ページ、サンプルが例えば小さいから誤差が大きくなるというのは原則的にはそうですが、この場合には、単純にサンプルの小ささというよりも、例えば、変化ですので、同じものを共通でとっているかどうか、そういうことによって初めて、どっちが本当にいいのかとか、それから、もっとよくするためにはこの二つ、つまり本系列と共通事業所系列を組み合わせた方がいいじゃないか、私自身は共通事業所系列と本系列は組み合わせた方がいいと思っておりますと西村統計委員長はおっしゃっています。それを厚生労働省側にきちんとしていただいて、その際に、先ほど申し上げましたように、透明性を確保するためにきちんとした十分な情報提供がされるということが重要だと。

つまり、もうこれを読んでもらったらいいですけれども、大御所の統計委員会の委員長は、共通事業所系列も出さないと、上振れだけの数値だけでは判断を誤らせるということをもうおっしゃっているんです。おっしゃっているのに、統計委員会になぜ共通事業所系列の実質賃金を出さないんですか。そして、この実質賃金検討会の中間まとめについて、これは西村委員長とか統計委員会に報告をしたんですか。

これは、私、びっくりして、私も傍聴に行っています、実質賃金検討会。先日もこんな発言がありました。西村委員長は賃金変化率に焦点を当てているから共通事業所を重視すべきという発言につながったのではないかと思うが、誤解ではないか。統計委員会としては労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化は共通事業所を重視していくと結論づけた根拠が知りたい。

もう去年の九月に厚労省と総務省で合意して統計委員会が出した結論について、半年以上たってから、誤解していたんじゃないの、根拠がわからない、だから共通事業所を出せない、こんな議論がなされているんです。私も傍聴していますけれども、傍聴されているほかの新聞社の方々も首をかしげて、統計委員会が今までしてきた積み重ねの議論をゼロから、ちゃぶ台返しされているんですね、理解に苦しむとおっしゃっています。

単にこれは時間稼ぎじゃないですか。共通事業所系列の数値を参考に出したらいいんじゃないですか、西村委員長がおっしゃるように。

この中間まとめについて、西村委員長や統計委員会に正式に報告しましたか。していないんだったら、いつ報告するんですか。

○根本国務大臣 三月六日の統計委員会では、検討会の資料をベースに共通事業所の賃金の実質化について検討を行っている旨を説明しております。

このような経緯もあって、三月二十九日に取りまとめた中間的整理について、重ねて西村委員長を始めとする統計委員会の皆様には報告はしておりませんが、いずれにしても、今後とも必要に応じ、統計委員会への説明なども検討していきたいと思っております。

○山井委員 私たちは、統計委員会や西村委員長の言ってきたこと、やってきたこと、合意したことをひっくり返しているから、早急に、西村委員長や統計委員会に議論の中身、経過を報告すべきだということを数週間前から言っていますよ。何度も何度も厚労省に言っていますよ。

何で報告しないんですか。報告すると、実質賃金検討会の議論はおかしいということになるからでしょう。私、傍聴もしていますけれども、明らかに、統計委員会の言っていること、決めたことと違う議論をしていますよ、時間稼ぎで。これは大変なことですよ。

早急に、西村委員長や統計委員会にこの実質賃金検討会の中間まとめを報告して、意見を聞いてください。時間稼ぎはいいかげんにやめてください。早急に、いつ、西村統計委員長や統計委員会に報告するんですか、中間ま

とめ。

○根本国務大臣 三月六日の統計委員会には、共通事業所の賃金の実質化について検討を行っている旨を説明しているところであります。

そして、三月六日の西村委員長の発言から抜粋しますと、賃金の実質化については、同検討会、要は厚労省の検討会ですよ、同検討会で検討が進められると承知しており、統計委員会としては何らかの議論をする予定はありません、その点を御承知おきいただければと。これは西村委員長から発言されています。

ただ、西村委員長の御意見としては、厚労省の方の検討委員会でも今具体的な検討をしておりますし、西村委員長が指摘されたようなお話も、要は、厚労省の今の検討会、これは統計の専門家で客観的、専門的にやっただいておりますが、そこでの議論は方向性が西村委員長の趣旨とも一致している部分も多いと考えられておりますので、いずれにしても、必要に応じて照会しながら、引き続き検討会で御議論いただきたいと思っております。

○山井委員 もういいかげんにしてください、必要に応じてって。早急に西村委員長と統計委員会に報告してください。私も聞いていますが、明らかに統計委員会の議論と食い違っていますよ。矛盾していますよ。本当に、全く違う議論をしています。

いつ報告するんですか。はっきり言って、報告したら統計委員会から、あなたたち実質賃金検討会の議論はおかしいよ、共通事業所系列の数値、マイナス〇・三パーぐらいになるかもしれないけれども、出したらいいじゃないの、参考のためにと言われるんですよ。言われるから、時間稼ぎのためにやっているんですよ。

ここで答えてください。早急に西村委員長と統計委員会に、中間まとめを出したんだから、それを報告してください。早急に、一週間以内をお願いします。約束してください。

○根本国務大臣 西村委員長の三月六日の話は、西村委員長がこういうことを言っておられる。

ただ、西村委員長のいろいろ指摘されたこと、これは、検討会でも整理をされている幾つかの課題と重なる部分もありますので、これは検討会が御判断いただくことですが、私は、西村委員長と検討会と議論していただくことが大事だと思いますよ。

○山井委員 重要な答弁をされました。ということは、検討会の場に西村委員長を呼んでいただけるということでよろしいですね。

○富岡委員長 時間が来ておりますので、簡潔に。

○根本国務大臣 私はそういう感想を述べましたが、ただ、検討会に呼ぶか否か、これは検討会に御判断いただくべきものだと思います。

○富岡委員長 もう時間が来ておりますので。

○山井委員 改めて言います。検討会では、西村委員長が誤解しているんじゃないか、共通事業所を重視する根拠が知りたいと委員がおっしゃっているんですから、ぜひ、次回、西村委員長を呼んで、検討会で議論するとともに、この配付資料で、西村委員長が検討会についてどういう議論をされているかというのを言っていただきたいと思います。

大臣、もう一回答弁してください。西村委員長を呼ぶということをお願いしたいと思います。

○富岡委員長 時間が来ているので、ちゃんと従ってください。

○根本国務大臣 検討会において御判断いただくべきものと考えております。

○山井委員 終わりますが、もう時間稼ぎはいいかげんにしてください。実質賃金はプラスかマイナスかを言う責任は政府にあります。よろしくをお願いします。